

契約概要のご説明(ファミリー交通傷害共済)

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。
- この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、ファミリー交通傷害共済普通共済約款をご覧ください。

ご契約の際ご注意くださいこと

共済期間と補償の開始時期について

共済期間は1年とし、補償の開始時期は、共済掛金(初回共済掛金)を払い込んだ月の1日の午前零時からとなります。

引受条件について

被共済者は申込日現在において、健康で、かつ、正常に就業または日常生活を営んでいる方とします。また、当組合がお引き受けする共済契約は、同居家族一世帯につき一口(一人)を制限とします。

被共済者の範囲

本人およびその配偶者と生計を共にする同居の親族および生計を共にする別居の未婚の子(社会人は除きます)。

出資金について

組合員資格のある方で、ぐんま共済協同組合の共済に初めてご加入する場合には、1口100円の出資金をお預りいたします。

共済掛金の払込方法

- 共済掛金の払込方法は、ご契約時にご指定いただく金融機関の口座から、口座振替によりお支払いいただきます。振替開始日は、責任開始月の17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)に初回共済掛金を振り替え、以後、3か月毎の17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)が振替日となります。
- 死亡または高度障害の共済金をお支払いする場合、1年分の共済掛金のうち分割払いの未納分を徴収させていただくことがあります。

共済金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者・被共済者・共済金を受け取られる方の故意または重大な過失

ご契約後にご注意いただきたいこと

通知義務等

- この商品について、通知義務(ご契約時に告知していただいた項目のうち、危険に関する重要な項目が変更となり共済掛金に変動が生じる場合に通知する義務)はありません。
- 共済契約者・被共済者の住所の変更、改姓等、契約申込書記載時の内容に変更が生じた場合はすみやかに取扱代理店または当組合までご連絡ください。

共済掛金の払込期日等の取扱い

- 共済掛金の初回の口座振替が不能となった場合には、ご契約は成立しません。
- 共済掛金の次回以降の口座振替が不能となった場合には、翌月の振替日に再度3か月分の共済掛金の口座振替を行います。
- 2か月続けて共済掛金の口座振替が不能の場合、その不能となった月の翌月の振替日に3か月分の口座振替を行います。この振替が不能の場合には、この月の月末までを猶予期間とします。
- 猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、第1回目の払い込み不能月の前月末日にさかのぼり効力を失うものとします。

次のような場合には、共済期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがございます

著しく共済金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な共済金支払いまたはその請求があった場合。

- 被共済者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間、酒に酔った状態で自動車等を運転している間、麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車等を運転している間の事故
- 被共済者の脳疾患、心神喪失、精神障害、泥酔、めまい、日射、熱射、麻酔、薬物中毒症、その他疾病によって生じた傷害
- 被共済者の出産、または外科的手術その他医療処置によって生じた傷害(ただし、当組合が補償すべき傷害を除きます)
- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足る医学的見解のないもの
- 被共済者が交通乗用具を用いて競技等を行っている間、競技等を行う目的とする場所において競技等に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間の傷害(ただし、当組合が補償すべき傷害を除きます)
- 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被共済者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の傷害
- 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被共済者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間の傷害

クーリングオフについて

クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外となります。ファミリー交通傷害共済は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

共済金をお支払いする事由に該当したとき

すみやかに取扱代理店または当組合にご連絡ください。共済金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。
※共済金を請求する権利は共済金請求の権利が発生した日の翌日からその日を含めて3年を経過したとき、消滅します。

共済契約の失効・解除について

- 以下の1つに該当した場合はご契約が失効または解除となります。
- 被共済者が死亡、または高度障害に該当した場合
- 契約者ご本人である被共済者への共済金お支払総額が、共済期間内で死亡、または高度障害共済金額に達した場合
- 共済契約者が解約の申し出をされた場合
- 共済掛金が所定の期日までに払い込まれない場合
- 共済契約者が、被共済者の資格に違反してご加入したことが判明した場合

お届けする共済契約証書は内容をご確認のうえ、大切に保管してください

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

交通傷害からご家族全員をまもります。

ファミリー 交通傷害共済

掛金は
一家族月額
1,000円

- お一人のご加入(月額千円)で、ご家族全員が対象になります。
- 交通傷害による死亡から高度障害・後遺障害・入院・通院の広い補償です。
- 扶養者が交通傷害による死亡の場合には、お子様に対しての育英資金や入学祝金が支払われます。



健やかで安心した未来のために

ぐんま共済協同組合

ぐんま生まれ ぐんま育った ぐんまの人の ぐんま共済

●お問い合わせ、お申し込みは

本部 前橋市石倉町4-9-10 TEL(027)254-5711
前橋支店 前橋市石倉町4-9-10 TEL(027)254-2755
高崎支店 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内 TEL(027)362-1899
太田支店 太田市浜町3-6 太田商工会議所会館内 TEL(0276)46-9596
ホームページアドレス <http://www.gunma-kyosai.or.jp/>

2014.10改訂



健やかで安心した未来のために

ぐんま共済協同組合

ぐんま生まれ ぐんま育った ぐんまの人の ぐんま共済

豊かな幸せ、いつまでも…

ファミリー交通傷害共済

月額わずか
1,000円

お1人のご加入で同居のご家族全員を補償いたします。

この共済は、日本国内外で発生した交通傷害により、ご本人とその同居のご家族が亡くなられた場合、所定の高度障害や後遺障害が生じた場合、所定の入院・通院(1日目より補償)をされた場合に共済金をお支払いします。

●補償の内容

BIGな補償…本人及び同居の家族が交通傷害にあわれたとき

交通傷害		補 償 額			
		死亡・高度障害	後遺障害	入院(1日)	通院(1日)
交通傷害	本 人	500万円	12万円~400万円	3,000円	2,000円
	配 偶 者	400万円	12万円~400万円	1,500円	1,000円
	同居家族 (1名につき)	300万円	9万円~300万円	1,500円	1,000円

●入院共済金は、事故の日から180日が限度となります。

●通院共済金は、事故の日から180日以内で90日分が限度となります。

＋ プラス

入院付添費用	交通傷害で入院した本人および同居家族が、10歳未満・70歳以上のとき	
	「入院」1日につき プラス1,000円 (90日限度)	

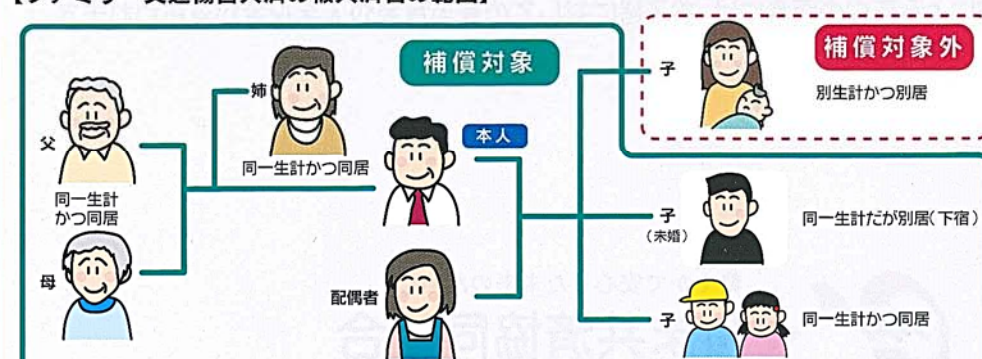
＋ プラス

交通遺児 育英資金	扶養者が交通傷害によって死亡、または高度障害にいたったとき	
	育英資金 … 子供1人につき毎年 20万円 (小学校入学時から18歳の誕生日を) ＋ プラス … 迎える年まで 入学祝金 … 小学校入学祝金 5万円 中学校入学祝金 7万円 高校入学祝金 10万円	

育英資金(最高支払例) = 小学校120万円 + 中学校60万円 + 高校60万円 + 祝金22万円 = 262万円

●被共済者の範囲

【ファミリー交通傷害共済の被共済者の範囲】



※被共済者の範囲

- ・本人
- ・本人の配偶者
- ・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(本人の6親等以内の血族と3親等以内の姻族)
- ・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子(社会人は除きます。)

ご加入に際して

- 補償の開始は初回掛金を払い込んだ月の1日午前零時となります。
- 一家族につき一口とします。
- ご契約後に出生のお子様も該当になります。
- 共済期間は1年間です。(翌年以降は、更新継続されます。)

こんなおケガも交通傷害です

「衝突事故」でも「乗車中の事故」でもお支払対象になります。

次のような交通傷害の場合に共済金(死亡、高度障害、後遺障害、入院、通院)をお支払いします。

交通乗用具※にはねられたときのケガ



交通乗用具※に乗っているときのケガ



駅の改札口に入ってから改札口を出るまでのケガ



道路通行中の建造物の倒壊や建築物からの物の落下によるケガ



道路通行中の崖崩れ、土砂崩れ、岩石などの落下によるケガ
(地震・噴火・津波の場合を除きます)



自転車で道路通行中の際、転んだときのケガ



※交通乗用具とは自動車、自転車、電車、航空機、船舶等をいいます。

●共済掛金と払込方法

- 共済掛金は月額1,000円です。
- 共済掛金の払込方法は、ご契約時にご指定いただいた金融機関の口座から、口座振替によりお払い込みいただきます。
- 初回共済掛金は、責任開始月の17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)に、2回目以降は3か月毎の17日(金融機関等が休日の場合には翌営業日)に3か月分の共済掛金を口座振替させていただきます。